
プロジェクト	収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目	第 342 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 342 回企業会計基準委員会（2016 年 8 月 10 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

意見募集文書に記載された論点への検討

全般的事項

（議論の進め方について）

2. 日本基準を連結財務諸表と個別財務諸表で適用している企業が多く、また連結と単体を分けると、連結調整等のコスト負担が生じるため、基本的には連結財務諸表と個別財務諸表の両方に同様に適用されるものとして会計基準を開発することを検討すべきではないか。個別財務諸表については、税務上の問題を把握してから対応を検討することがよいのではないか。
3. 会計処理の継続性や税法は厳格に適用されており、本人又は代理人の論点を除けば、継続適用を前提とすると利用者に対する情報提供として現行の日本基準における実務による収益認識は問題ないのではないか。国際的な比較可能性の観点からは IFRS 第 15 号における重要な概念については業種を越えて導入を検討する必要があると考えられるが、利用者に対する有用性がない場合に、作成者が過大なコストを負担するような新しい会計処理を強制することは避けるべきであると考えられる。
4. 連単の議論として影響があるのは税務の論点であると考えられる。個別財務諸表における会計処理は基本的には税法における会計処理と同一として、IFRS 第 15 号との重要な差異については連結財務諸表においてどのように取り扱うか検討することがよいのではないか。

（会計基準等の表現について）

5. 収益認識は対象となる取引件数が多く、また関係者も多岐にわたるため、日本基準として理解しやすい文章とすることがよいと考えられる。

論点 9 一定の期間にわたり充足される履行義務**(課題 1 について)**

6. IFRS を任意適用している企業があるため、IFRS 第 15 号を基礎とすることが必要であるが、我が国の実務において適用上のコストが大きい会計処理などについては、IFRS 第 15 号による結果との差異について重要性がないことを前提に、例外処理を設けることを検討するのがよいのではないか。
7. 従来から継続して持続的に行われている取引については、従前の会計処理を継続して適用しても、損益計算書において IFRS 第 15 号による結果と重要な差異が生じない可能性があると考えられるため、当該取引については、継続適用を厳格に行うことを条件に従前の会計処理を認めることも考えられる。
8. IFRS 第 15 号により収益計上金額の算定プロセスが大きく変わるとしても、財務諸表における収益計上金額には大きな差異が生じない可能性があると考えられる。そのような場合には、IFRS 第 15 号による算定プロセスを作成者に要求しても利用者にとってのメリットは大きくないため、IFRS 第 15 号を適用した場合と従前の会計処理による収益計上金額との差異が大きいのかという観点から検討を進めることも考えられる。
9. 従前と同一の会計処理を每期継続的に適用することから損益計算書における影響が少ない場合であっても、貸借対照表において重要性のある差異が生じる可能性もあるため、開発された会計基準を一律に適用することを原則としつつ、適用が困難な場合には一定の猶予期間を設けるなどの方法を検討するのがよいのではないか。
10. 新しい会計処理に対する適用上のコストとその有用性との関係は重要であるが、電気のような公共財については、コストを負担することになるのは財務諸表作成者だけではなく、公共財の利用者もコストを負担する可能性があることも考慮するのがよいのではないか。

(課題 3 について)

11. 特に建設業については、日本の建設会社と同様の事業を行う欧米の企業が存在しない場合でも、韓国などアジアには日本の建設会社と類似の事業を行う企業があるため、欧米で問題になっていないことがアジアで問題になっている可能性はあるのではないか。
12. 強制可能な権利に関する要件（IFRS 第 15 号第 35 項(c)）について、民法の解釈をガイダンスとして作るという対応をとることは、会計基準設定主体の立場としては適切ではないのではないか。また、類似の取引であっても、取引をどのように会計

処理するか判断は個々の契約条項により変わると考えられる。

以 上